



宮 崎 県 公 報

平成21年 3 月30日 (月曜日) 号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

	頁
人事委員会規則	を改正する規則…………… 1
○職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部	○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………21

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 3 号

職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和28年宮崎県人事委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表 (第 1 条の 6 関係)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 6 号</td> <td>(1)～(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>(4) 平成18年 4 月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)～(8) [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) [略]</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	第 6 号	(1)～(3) [略]	区分	(4) 平成18年 4 月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)		(5)～(8) [略]		(9) 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)		(10) [略]	[略]	<p>別表 (第 1 条の 6 関係)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 6 号</td> <td>(1)～(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>(4) 平成18年 4 月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの、<u>特 2 級であったもの</u>又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)～(8) [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの、<u>特 2 級であったもの</u>又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) [略]</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table>	[略]	第 6 号	(1)～(3) [略]	区分	(4) 平成18年 4 月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの、 <u>特 2 級であったもの</u> 又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)		(5)～(8) [略]		(9) 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの、 <u>特 2 級であったもの</u> 又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)		(10) [略]	[略]
[略]																									
第 6 号	(1)～(3) [略]																								
区分	(4) 平成18年 4 月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)																								
	(5)～(8) [略]																								
	(9) 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)																								
	(10) [略]																								
[略]																									
[略]																									
第 6 号	(1)～(3) [略]																								
区分	(4) 平成18年 4 月以後の県給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの、 <u>特 2 級であったもの</u> 又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)																								
	(5)～(8) [略]																								
	(9) 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの、 <u>特 2 級であったもの</u> 又は 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)																								
	(10) [略]																								
[略]																									

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の管理職手当に関する規則 (昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">組</td> <td style="width: 25%;">織</td> <td style="width: 25%;">職</td> <td style="width: 25%;">種 別 区 分</td> </tr> </table>	組	織	職	種 別 区 分	<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">組</td> <td style="width: 25%;">織</td> <td style="width: 25%;">職</td> <td style="width: 25%;">種 別 区 分</td> </tr> </table>	組	織	職	種 別 区 分
組	織	職	種 別 区 分						
組	織	職	種 別 区 分						

[略]				[略]			
教育委員会	[略]			教育委員会	[略]		
	県立中学校 高等学校	校長	[略]		県立中学校 高等学校	校長	[略]
						副校長	4 種
	中等教育学校 特別支援学校	[略]			中等教育学校 特別支援学校	[略]	
	市町村立中学校 市町村立小学校	校長	[略]		市町村立中学校 市町村立小学校	校長	[略]
			副校長	4 種		1	
[略]			[略]				
[略]				[略]			

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 3 条 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年宮崎県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第 1 条の 2 教育職給料表(二)は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(市町村立学校教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第 1 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条に規定する教育職給料表 (次項において「市町村立学校教育職給料表」という。) は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第 1 条の 2 教育職給料表(二)は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、<u>副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>講師</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>実習助手</u>及び寄宿舎指導員に適用する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(市町村立学校教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第 1 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条に規定する教育職給料表 (次項において「市町村立学校教育職給料表」という。) は、中学校又は小学校に勤務する校長、<u>副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>講師</u>、<u>助教諭</u>及び養護助教諭に適用する。</p> <p>2 [略]</p>

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 4 条 給料の調整額に関する規則 (昭和32年宮崎県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																							
<p>別表第 1 適用区分表 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職 員</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別支援学校</td> <td>(1) 校長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(2) 教頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) <u>寄宿舎指導員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職 員	調整数	[略]			特別支援学校	(1) 校長	1	(2) 教頭		(1) <u>教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</u>	2		(2) <u>寄宿舎指導員</u>		[略]			<p>別表第 1 適用区分表 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職 員</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>(1) <u>主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>寄宿舎指導員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) <u>校長</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) <u>副校長及び教頭</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職 員	調整数	[略]			特別支援学校	(1) <u>主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</u>	2	(2) <u>寄宿舎指導員</u>			(3) <u>校長</u>	1		(4) <u>副校長及び教頭</u>		[略]		
勤務箇所	職 員	調整数																																						
[略]																																								
特別支援学校	(1) 校長	1																																						
	(2) 教頭																																							
	(1) <u>教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</u>	2																																						
	(2) <u>寄宿舎指導員</u>																																							
[略]																																								
勤務箇所	職 員	調整数																																						
[略]																																								
特別支援学校	(1) <u>主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</u>	2																																						
	(2) <u>寄宿舎指導員</u>																																							
	(3) <u>校長</u>	1																																						
	(4) <u>副校長及び教頭</u>																																							
[略]																																								

別表第 2 調整基本額表 (第 2 条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
[略]	
2 級	11,100円
[略]	

エ～キ [略]

別表第 2 調整基本額表 (第 2 条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
[略]	
2 級	11,100円
特 2 級	11,500円
[略]	

エ～キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
[略]	
2 級	10,900円
[略]	

ク 市町村立学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
[略]	
2 級	10,900円
特 2 級	11,200円
[略]	

(多学年学級担当手当に関する規則の一部改正)

第 5 条 多学年学級担当手当に関する規則(昭和35年宮崎県人事委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の範囲) 第 2 条 条例第 4 条第 2 項の人事委員会の定める職員は、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 (1)～(3) [略]	(職員の範囲) 第 2 条 条例第 4 条第 2 項の人事委員会の定める職員は、 <u>主幹教諭、指導教諭</u> 、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 (1)～(3) [略]

(定時制通信教育手当に関する規則の一部改正)

第 6 条 定時制通信教育手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理職手当の支給を受ける者の定時制通信教育手当) 第 3 条 給与条例第 6 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける校長及び教頭に支給する定時制通信教育手当の支給割合はそれぞれ 100分の 4 (夜間定時制の課程に勤務することを本務としない者にあつては、100分の 2) とする。	(管理職手当の支給を受ける者の定時制通信教育手当) 第 3 条 給与条例第 6 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける校長、 <u>副校長</u> 及び教頭に支給する定時制通信教育手当の支給割合はそれぞれ 100分の 4 (夜間定時制の課程に勤務することを本務としない者にあつては、100分の 2) とする。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部改正)

第 7 条 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
別表第 1 (第 5 条の 3 関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>給料表</th> <th>職</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育委員会</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td>校長</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	給料表	職	加算割合	[略]				教育委員会	[略]	校長	100分の15	教頭	100分の10	[略]		[略]				別表第 1 (第 5 条の 3 関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>給料表</th> <th>職</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育委員会</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td>校長、<u>副校長</u></td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td><u>教頭、主幹教諭、指導教諭</u></td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	給料表	職	加算割合	[略]				教育委員会	[略]	校長、 <u>副校長</u>	100分の15	<u>教頭、主幹教諭、指導教諭</u>	100分の10	[略]		[略]			
組織区分	給料表	職	加算割合																																						
[略]																																									
教育委員会	[略]	校長	100分の15																																						
		教頭	100分の10																																						
		[略]																																							
[略]																																									
組織区分	給料表	職	加算割合																																						
[略]																																									
教育委員会	[略]	校長、 <u>副校長</u>	100分の15																																						
		<u>教頭、主幹教諭、指導教諭</u>	100分の10																																						
		[略]																																							
[略]																																									

(初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 8 条 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(昇格) 第 19 条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級に決定するものとする。	(昇格) 第 19 条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級 <u>(人事委員会が別に定める場合においては、上位の職務の級。)</u> に決定するものとする。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

別表第 1 級別標準職務表 (第 3 条関係)

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2 級	[略]
3 級	中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務
[略]	

[略]

オ～ク [略]

ケ 市町村立学校教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2 級	[略]
3 級	中学校又は小学校の教頭の職務
[略]	

別表第 2 級別資格基準表 (第 4 条関係)

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 頭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	0	2.5
講 師 助教諭	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
実 習 助 手 寄宿舎指導員	高 校 卒	0	別に定める

[略]

オ～ク [略]

ケ 市町村立学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

別表第 1 級別標準職務表 (第 3 条関係)

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2 級	[略]
特 2 級	中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
[略]	

[略]

オ～ク [略]

ケ 市町村立学校教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2 級	[略]
特 2 級	中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務
[略]	

別表第 2 級別資格基準表 (第 4 条関係)

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	特 2 級
校 長	大 学 卒	-----	0	0
	短 大 卒	-----	0	0
副 校 長 教 頭	大 学 卒	-----	0	0
	短 大 卒	-----	0	0
主 幹 教 諭 指 導 教 諭	大 学 卒	-----	0	7
	短 大 卒	-----	0	10
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大 学 卒	-----	0	
	短 大 卒	0	2.5	
講 師 助教諭	大 学 卒	0	別に定め る	
	短 大 卒	0	別に定め る	
実 習 助 手 寄宿舎指導員	高 校 卒	0	別に定め る	

[略]

オ～ク [略]

ケ 市町村立学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	特 2 級

校 長	大 学 卒	0	0	0
	短 大 卒	0	0	0
教 頭	大 学 卒	0	0	0
	短 大 卒	0	0	0
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	大 学 卒	0	0	0
	短 大 卒	0	0	0
講 師	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
助 教 諭 養 護 助 教 諭	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める
[略]							

校 長	大 学 卒	0	0	0
	短 大 卒	0	0	0
副 校 長 教 頭	大 学 卒	0	0	0
	短 大 卒	0	0	0
主 幹 教 諭 指 導 教 諭	大 学 卒	0	7	7
	短 大 卒	0	10	10
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	大 学 卒	0	0	0
	短 大 卒	0	0	0
講 師	大 学 卒	0	別に定め る
	短 大 卒	0	別に定め る
助 教 諭 養 護 助 教 諭	短 大 卒	0	別に定め る
	高 校 卒	0	別に定め る
[略]							

別表第 7 エ及びケを次のように改める。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4
45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10

51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17
58	34	34	6	18
59	35	35	7	19
60	36	36	8	20
61	37	37	9	21
62	37	38	10	22
63	38	39	11	23
64	38	40	12	24
65	39	41	13	25
66	39	42	14	26
67	40	43	15	27
68	40	44	16	28
69	41	45	17	29
70	41	46	18	30
71	42	47	19	31
72	42	48	20	32
73	43	49	21	33
74	43	50	22	34
75	44	51	23	35
76	44	52	24	36
77	45	53	25	37
78	45	54	26	
79	46	55	27	
80	46	56	28	
81	47	57	29	
82	47	58	30	
83	48	59	31	
84	48	60	32	
85	49	61	33	
86	49	62	34	
87	50	63	35	
88	50	64	36	
89	51	65	37	
90	51	66	38	
91	52	67	39	
92	52	68	40	
93	53	69	41	
94	53	70	42	
95	54	71	43	
96	54	72	44	
97	55	73	45	
98	55	74	46	
99	56	75	47	
100	56	76	48	
101	57	77	49	
102	57	78	49	
103	58	79	50	
104	58	80	50	
105	59	81	51	
106	59	81	51	

107	60	82	52	
108	60	82	52	
109	61	83	53	
110	61	83	53	
111	61	84	54	
112	61	84	54	
113	62	85	55	
114	62	85	55	
115	62	86	56	
116	62	86	56	
117	63	87	57	
118	63	87	57	
119	63	88	58	
120	63	88	58	
121	64	89	59	
122	64	89	59	
123	64	90	60	
124	64	90	60	
125	65	91	61	
126	65	91	61	
127	65	92	61	
128	65	92	61	
129	65	93	62	
130	65	93	62	
131	65	94	62	
132	66	94	62	
133	66	95	63	
134	66	95	63	
135	66	96	63	
136	66	96	63	
137	66	97	64	
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			
154	69			
155	69			
156	69			
157	69			
158	69			
159	70			
160	70			
161	70			
162	70			

163	70			
164	70			
165	71			
166	71			
167	71			
168	71			
169	71			
170	71			
171	72			
172	72			
173	72			

備考 この表の 3 級の欄は、2 級から 3 級への昇格の場合に適用し、特 2 級から 3 級への昇格の場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1
45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1
49	41	13	1	1
50	41	14	2	1

51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1
54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	46	22	10	2
59	47	23	11	3
60	48	24	12	4
61	49	25	13	5
62	49	26	14	6
63	50	27	15	7
64	50	28	16	8
65	51	29	17	9
66	51	30	18	10
67	52	31	19	11
68	52	32	20	12
69	53	33	21	13
70	53	34	22	14
71	54	35	23	15
72	54	36	24	16
73	55	37	25	17
74	55	38	26	18
75	56	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	21
78	57	42	30	22
79	58	43	31	23
80	58	44	32	24
81	59	45	33	25
82	59	46	34	25
83	60	47	35	26
84	60	48	36	26
85	61	49	37	27
86	61	50	38	27
87	61	51	39	28
88	62	52	40	28
89	62	53	41	29
90	62	54	42	29
91	63	55	43	30
92	63	56	44	30
93	63	57	45	31
94	64	58	46	
95	64	59	47	
96	64	60	48	
97	65	61	49	
98	65	62	50	
99	65	63	51	
100	65	64	52	
101	66	65	53	
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	67	69	57	
106	67	70	58	

107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	68	73	61	
110	68	74	61	
111	68	75	62	
112	68	76	62	
113	69	77	63	
114	69	77	63	
115	69	78	64	
116	69	78	64	
117	70	79	65	
118	70	79	66	
119	70	80	67	
120	70	80	68	
121	71	81	69	
122	71	82	69	
123	71	83	70	
124	71	84	70	
125	72	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		91	75	
134		91	75	
135		92	76	
136		92	76	
137		93	77	
138		94	77	
139		95	78	
140		96	78	
141		97	79	
142		98	79	
143		99	80	
144		100	80	
145		101	81	
146		101	81	
147		102	82	
148		102	82	
149		103	83	
150		103	83	
151		104	84	
152		104	84	
153		105	85	

備考 この表の 3 級の欄は、2 級から 3 級への昇格の場合に適用し、特 2 級から 3 級への昇格の場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第 9 条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職員)</p> <p>第 2 条 県給与条例第 8 条の 6 第 2 項及び市町村立学校給与条例第 5 条の 3 第 3 項の教育職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第 2 条 県給与条例第 8 条の 6 第 2 項及び市町村立学校給与条例第 5 条の 3 第 3 項の教育職員は、校長、<u>副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p>

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者 (第 4 条関係)

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	2	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	29	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	30	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	31	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	32	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	33	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	34	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	35	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	36	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	37	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	38	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	39	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	40	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	41	6,100	7,100	10,900	11,900	15,900
	42	6,100	7,100	10,900	11,900	
	43	6,100	7,100	10,900	11,900	
	44	6,100	7,100	10,900	11,900	

	45	6,300	7,400	11,100	12,200	
	46	6,300	7,400	11,100	12,200	
	47	6,300	7,400	11,100	12,200	
	48	6,300	7,400	11,100	12,200	
	49	6,600	7,700	11,400	12,600	
	50	6,600	7,700	11,400	12,600	
	51	6,600	7,700	11,400	12,600	
	52	6,600	7,700	11,400	12,600	
	53	6,800	8,300	11,600	12,900	
	54	6,800	8,300	11,600	12,900	
	55	6,800	8,300	11,600	12,900	
	56	6,800	8,300	11,600	12,900	
	57	7,000	8,600	12,000	13,200	
	58	7,000	8,600	12,000	13,200	
	59	7,000	8,600	12,000	13,200	
	60	7,000	8,600	12,000	13,200	
	61	7,200	8,900	12,200	13,500	
	62	7,200	8,900	12,200	13,500	
	63	7,200	8,900	12,200	13,500	
	64	7,200	8,900	12,200	13,500	
	65	7,400	9,600	12,700	13,700	
	66	7,400	9,600	12,700	13,700	
	67	7,400	9,600	12,700	13,700	
	68	7,400	9,600	12,700	13,700	
	69	7,700	9,900	12,900	14,000	
	70	7,700	9,900	12,900	14,000	
	71	7,700	9,900	12,900	14,000	
	72	7,700	9,900	12,900	14,000	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	7,900	10,200	13,100	14,200	
	74	7,900	10,200	13,100	14,200	
	75	7,900	10,200	13,100	14,200	
	76	7,900	10,200	13,100	14,200	
	77	8,100	10,500	13,400	14,400	
	78	8,100	10,500	13,400	14,400	
	79	8,100	10,500	13,400	14,400	
	80	8,100	10,500	13,400	14,400	
	81	8,200	10,800	13,600	14,600	
	82	8,200	10,800	13,600	14,600	
	83	8,200	10,800	13,600	14,600	
	84	8,200	10,800	13,600	14,600	
	85	8,400	11,100	13,700	14,800	
	86	8,400	11,100	13,700	14,800	
	87	8,400	11,100	13,700	14,800	
	88	8,400	11,100	13,700	14,800	
	89	8,500	11,400	13,900	14,900	
	90	8,500	11,400	13,900	14,900	
	91	8,500	11,400	13,900	14,900	
	92	8,500	11,400	13,900	14,900	

93	8,700	11,600	14,100	15,100	
94	8,700	11,600	14,100		
95	8,700	11,600	14,100		
96	8,700	11,600	14,100		
97	8,800	11,800	14,300		
98	8,800	11,800	14,300		
99	8,800	11,800	14,300		
100	8,800	11,800	14,300		
101	9,000	12,200	14,400		
102	9,000	12,200	14,400		
103	9,000	12,200	14,400		
104	9,000	12,200	14,400		
105	9,100	12,400	14,400		
106	9,100	12,400	14,400		
107	9,100	12,400	14,400		
108	9,100	12,400	14,400		
109	9,200	12,600	14,500		
110	9,200	12,600			
111	9,200	12,600			
112	9,200	12,600			
113	9,200	12,900			
114	9,200	12,900			
115	9,200	12,900			
116	9,200	12,900			
117	9,400	13,100			
118	9,400	13,100			
119	9,400	13,100			
120	9,400	13,100			
121	9,500	13,300			
122	9,500	13,300			
123	9,500	13,300			
124	9,500	13,300			
125	9,600	13,400			
126		13,400			
127		13,400			
128		13,400			
129		13,600			
130		13,600			
131		13,600			
132		13,600			
133		13,700			
134		13,700			
135		13,700			
136		13,700			
137		13,900			
138		13,900			
139		13,900			
140		13,900			

	141		14,000			
	142		14,000			
	143		14,000			
	144		14,000			
	145		14,100			
	146		14,100			
	147		14,100			
	148		14,100			
	149		14,100			
	150		14,100			
	151		14,100			
	152		14,100			
	153		14,100			
再 任 用 職 員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

別表第 2 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第 4 条関係)

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	10,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	10,700	12,900	
	39	5,800	7,700	10,700	12,900	
	40	5,800	7,700	10,700	12,900	
	41	6,100	8,300	10,900	13,200	
	42	6,100	8,300	10,900	13,200	
	43	6,100	8,300	10,900	13,200	
	44	6,100	8,300	10,900	13,200	

	45	6,300	8,600	11,100	13,500	
	46	6,300	8,600	11,100	13,500	
	47	6,300	8,600	11,100	13,500	
	48	6,300	8,600	11,100	13,500	
	49	6,600	8,900	11,400	13,700	
	50	6,600	8,900	11,400	13,700	
	51	6,600	8,900	11,400	13,700	
	52	6,600	8,900	11,400	13,700	
	53	6,800	9,600	11,600	14,000	
	54	6,800	9,600	11,600	14,000	
	55	6,800	9,600	11,600	14,000	
	56	6,800	9,600	11,600	14,000	
	57	7,000	9,900	12,000	14,200	
	58	7,000	9,900	12,000	14,200	
	59	7,000	9,900	12,000	14,200	
	60	7,000	9,900	12,000	14,200	
	61	7,200	10,200	12,200	14,400	
	62	7,200	10,200	12,200	14,400	
	63	7,200	10,200	12,200	14,400	
	64	7,200	10,200	12,200	14,400	
	65	7,400	10,500	12,700	14,600	
	66	7,400	10,500	12,700	14,600	
	67	7,400	10,500	12,700	14,600	
	68	7,400	10,500	12,700	14,600	
	69	7,700	10,800	12,900	14,800	
	70	7,700	10,800	12,900	14,800	
	71	7,700	10,800	12,900	14,800	
	72	7,700	10,800	12,900	14,800	
	73	7,900	11,100	13,100	14,900	
	74	7,900	11,100	13,100	14,900	
	75	7,900	11,100	13,100	14,900	
	76	7,900	11,100	13,100	14,900	
	77	8,100	11,400	13,400	15,100	
	78	8,100	11,400	13,400		
	79	8,100	11,400	13,400		
	80	8,100	11,400	13,400		
	81	8,200	11,600	13,600		
	82	8,200	11,600	13,600		
再任	83	8,200	11,600	13,600		
用職	84	8,200	11,600	13,600		
員以	85	8,400	11,800	13,700		
外の	86	8,400	11,800	13,700		
職員	87	8,400	11,800	13,700		
	88	8,400	11,800	13,700		
	89	8,500	12,200	13,900		
	90	8,500	12,200	13,900		
	91	8,500	12,200	13,900		
	92	8,500	12,200	13,900		

93	8,700	12,400	14,100		
94	8,700	12,400	14,100		
95	8,700	12,400	14,100		
96	8,700	12,400	14,100		
97	8,800	12,600	14,300		
98	8,800	12,600	14,300		
99	8,800	12,600	14,300		
100	8,800	12,600	14,300		
101	9,000	12,900	14,400		
102	9,000	12,900	14,400		
103	9,000	12,900	14,400		
104	9,000	12,900	14,400		
105	9,100	13,100	14,400		
106	9,100	13,100	14,400		
107	9,100	13,100	14,400		
108	9,100	13,100	14,400		
109	9,200	13,300	14,500		
110	9,200	13,300			
111	9,200	13,300			
112	9,200	13,300			
113	9,200	13,400			
114	9,200	13,400			
115	9,200	13,400			
116	9,200	13,400			
117	9,400	13,600			
118	9,400	13,600			
119	9,400	13,600			
120	9,400	13,600			
121	9,500	13,700			
122	9,500	13,700			
123	9,500	13,700			
124	9,500	13,700			
125	9,600	13,900			
126	9,600	13,900			
127	9,600	13,900			
128	9,600	13,900			
129	9,700	14,000			
130	9,700	14,000			
131	9,700	14,000			
132	9,700	14,000			
133	9,800	14,100			
134	9,800	14,100			
135	9,800	14,100			
136	9,800	14,100			
137	9,900	14,100			
138	9,900				
139	9,900				
140	9,900				

141	9,900					
142	9,900					
143	9,900					
144	9,900					
145	10,100					
146	10,100					
147	10,100					
148	10,100					
149	10,200					
150	10,200					
151	10,200					
152	10,200					
153	10,300					
154	10,300					
155	10,300					
156	10,300					
157	10,300					
158	10,300					
159	10,300					
160	10,300					
161	10,300					
162	10,300					
163	10,300					
164	10,300					
165	10,300					
166	10,300					
167	10,300					
168	10,300					
169	10,300					
170	10,300					
171	10,300					
172	10,300					
173	10,300					
再 任 用 職 員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第4号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分	学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分
小学校	[略]				小学校	[略]			
	都城市		吉之元小学校	[略]		都城市		吉之元小学校	[略]

同		夏尾小学校]	同		夏尾小学校]
同		四家小学校		同		四家小学校	
延岡市		熊野江小学校		延岡市		熊野江小学校	
同		美々地小学校		同		美々地小学校	
同		北浦小学校		同		北浦小学校	
同		北浦小学校宮野浦分校		同		北浦小学校宮野浦分校	
日南市		大窪小学校		日南市		大窪小学校	
同				同		黒荷田小学校	
小林市		鳥田町小学校		小林市		鳥田町小学校	
日向市		美々津小学校田の原分校		日向市		美々津小学校田の原分校	
同		越表小学校		同		越表小学校	
串間市		笠紙小学校		串間市		笠紙小学校	
えびの市		加久藤小学校尾八重野分校		えびの市		加久藤小学校尾八重野分校	
南那珂郡	北郷町	黒荷田小学校					
児湯郡	西米良村	村所小学校		児湯郡	西米良村	村所小学校	
東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校		東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校	
同	美郷町	神門小学校		同	美郷町	神門小学校	
同	同	北郷小学校		同	同	北郷小学校	
同	同	黒木小学校		同	同	黒木小学校	
西臼杵郡	高千穂町	田原小学校		西臼杵郡	高千穂町	田原小学校	
同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校		同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校	
	[略]				[略]		
	[略]				[略]		

第 2 条 ヘキ地手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)				
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分
小学校	[略]				小学校	[略]			
	小林市		内山小学校	[略]		小林市		内山小学校	[略]
	児湯郡	木城町	中之又小学校]]
	東臼杵郡	椎葉村	仲塔小学校			東臼杵郡	椎葉村	仲塔小学校	
	同	同	尾向小学校			同	同	尾向小学校	
	同	同	大河内小学校			同	同	大河内小学校	
	都城市		御池小学校	[略]		都城市		御池小学校	[略]
	延岡市		島野浦小学校]		延岡市		島野浦小学校]
	同		三権小学校			同		三権小学校	
	同		三川内小学校			同		三川内小学校	
	串間市		市木小学校築島分校			串間市		市木小学校築島分校	
	同		大納小学校			同		大納小学校	
	西都市		銀上小学校			西都市		銀上小学校	
	えびの市		飯野小学校高野分校						
	児湯郡	木城町	石河内小学校			児湯郡	木城町	石河内小学校	
	東臼杵郡	諸塚村	荒谷小学校			東臼杵郡	諸塚村	荒谷小学校	

	郡	同	七ッ山小学校			郡	同	七ッ山小学校		
	同	椎葉村	椎葉小学校			同	同	椎葉小学校		
	同	同	鹿野遊小学校			同	同	鹿野遊小学校		
	同	同	小崎小学校			同	同	小崎小学校		
	同	同	松尾小学校			同	同	松尾小学校		
	同	美郷町	鬼神野小学校			同	美郷町	鬼神野小学校		
	同	同	渡川小学校			同	同	渡川小学校		
	同	同	水清谷小学校			同	同	水清谷小学校		
	同	同	山瀬小学校			同	同	山瀬小学校		
	西臼杵郡	高千穂町	五ヶ所小学校			西臼杵郡	高千穂町	五ヶ所小学校		
	同	同	上岩戸小学校			同	同	上岩戸小学校		
	同	五ヶ瀬町	鞍岡小学校			同	五ヶ瀬町	鞍岡小学校		
	同	同	坂本小学校			同	同	坂本小学校		
	同	同	上組小学校			同	同	上組小学校		
	都城市		吉之元小学校	[略]		都城市		吉之元小学校	[略]	
	同		夏尾小学校]		同		夏尾小学校]	
	同		四家小学校			同		四家小学校		
	延岡市		熊野江小学校			延岡市		熊野江小学校		
	同		美々地小学校			同		美々地小学校		
	同		北浦小学校			同		北浦小学校		
	同		北浦小学校宮野浦分校			同		北浦小学校宮野浦分校		
	日南市		大窪小学校			日南市		大窪小学校		
	同		黒荷田小学校							
	小林市		鳥田町小学校			小林市		鳥田町小学校		
	日向市		美々津小学校田の原分校			日向市		美々津小学校田の原分校		
	同		越表小学校							
	串間市		笠祇小学校			串間市		笠祇小学校		
	えびの市		加久藤小学校尾八重野分校			えびの市		加久藤小学校尾八重野分校		
	児湯郡	西米良村	村所小学校			児湯郡	西米良村	村所小学校		
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校			東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校		
	同	美郷町	神門小学校			同	美郷町	神門小学校		
	同	同	北郷小学校			同	同	北郷小学校		
	同	同	黒木小学校			同	同	黒木小学校		
	西臼杵郡	高千穂町	田原小学校			西臼杵郡	高千穂町	田原小学校		
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校			同	五ヶ瀬町	三ヶ所小学校		
		[略]					[略]			
中学校		[略]				中学校		[略]		
	都城市		夏尾中学校	[略]		都城市		夏尾中学校	[略]	
	同		四家中学校]]	
	延岡市		熊野江中学校			延岡市		熊野江中学校		
	同		北浦中学校			同		北浦中学校		
	児湯郡	西米良村	西米良中学校			児湯郡	西米良村	西米良中学校		
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校			東臼杵郡	諸塚村	諸塚中学校		
	同	美郷町	南郷中学校			同	美郷町	南郷中学校		

同 西臼杵 郡 同	同 高千穂 町 五ヶ瀬 町	北郷中学校		同 西臼杵 郡 同	同 高千穂 町 五ヶ瀬 町	北郷中学校	
		田原中学校				田原中学校	
		三ヶ所中学校				三ヶ所中学校	
[略]				[略]			
[略]				[略]			

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成21年 4 月 1 日から施行する。